

市第48号議案

横浜市地区センター条例の一部改正

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年 6 月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

7 市長は、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 3 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第13条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

第12条中「この条例」を「この条例に定めるもののほか、この条例」に改め、同条を第14条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（指定管理者選定委員会）

第13条 別表第 3 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第11条中「第7条第1項」を「第8条第1項」に改め、同条第1号中「第7条第3項各号」を「第8条第3項各号」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項及び第2項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる地区センターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

別表第1中「(第1条第2項)」を「(第1条第2項、第5条第3項、第9条第1項)」に改め、同表の2の表中

「

横浜市柳町コミュニティハウス

」

を

「

横浜市並木コミュニティハウス
横浜市柳町コミュニティハウス

」

に改める。

別表第3中「(第7条第1項、第8条第1項・第2項)」を「(第8条第1項、第9条第1項及び第2項)」に改め、同表を別表第4とする。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3 (第 5 条第 7 項、第 13 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市鶴見区地区センター及び横浜市鶴寿荘指定管理者選定委員会	鶴見区に所在する地区センター及び横浜市鶴寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川区地区センター指定管理者選定委員会	神奈川区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市西区地区センター指定管理者選定委員会	西区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市中区地区センター指定管理者選定委員会	中区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会	南区に所在する地区センター及び横浜市南寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南区地区センター指定管理者選定委員会	港南区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会	保土ヶ谷区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会	旭区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会	磯子区に所在する地区センター及び横浜市喜楽荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会	金沢区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北区地区センター指定管理者選定委員会	港北区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会	緑区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市青葉区地区センター指定管理者選定委員会	青葉区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選定委員会	都筑区に所在する地区センター及び横浜市つづき緑寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚区地区センター指定管理者選定委員会	戸塚区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会	栄区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会	泉区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷区地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘指定管理者選定委員会	瀬谷区に所在する地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に横浜市地区センター条例第5条第1項又は第2項の規定に基づき地区センターの管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後の横浜市地区センター条例第7条の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあつては、当該期間においては同条の規定は適用しない。

提 案 理 由

横浜市並木コミュニティハウスを設置するとともに、指定管理者の候補者の選定等及び指定管理者による地区センターの管理の業務

に係る評価に関する手続を整備する等のため、横浜市地区センター条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区センター条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項から第 6 項まで省略）

7 市長は、第 3 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 3 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（第 13 条第 1 項に規定する指定管理者選定委員会をいう。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる地区センターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第 8 条 別表第 4 に掲げる施設を利用しようとする者は、指定管理
第 7 条 別表第 3 者の許可を受けなければならない。

(第 2 項から第 4 項まで省略)

(利用料金)

第 9 条
第 8 条 別表第 1 の 1 の表に掲げる地区センターの別表第 4に掲げ
別表第 3る施設を貸切りで利用しようとする者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第 4に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第 3 項省略)

(利用料金の減免)

第 10 条
第 9 条 (本文省略)

(利用料金の不返還)

第 11 条
第 10 条 (本文省略)

(許可の取消し等)

第 12 条
第 11 条 指定管理者は、第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 第 8 条第 3 項各号
第 7 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(第 2 号及び第 3 号省略)

(指定管理者選定委員会)

第 13 条 別表第 3 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって

組織する。

- 3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例
第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表第 1 (第 1 条第 2 項、第 5 条第 3 項、第 9 条第 1 項)
(第 1 条第 2 項)

2 コミュニティハウス

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜市並木コミュニティハウス</u>	横浜市金沢区
横浜市柳町コミュニティハウス	
(省 略)	

別表第 3 (第 5 条第 7 項、第 13 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市鶴見区地区センター及び横浜市鶴寿荘指定管理者選定委員会	鶴見区に所在する地区センター及び横浜市鶴寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川区地区センター指定管理者選定委員会	神奈川区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市西区地区センター指定管理者選定委員会	西区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市中区地区センター指定管理者選定委員会	中区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南区地区センター及び横浜市南寿荘指定管理者選定委員会	南区に所在する地区センター及び横浜市南寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

横浜市港南区地区センター指定管理者選定委員会	港南区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷区地区センター指定管理者選定委員会	保土ヶ谷区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭区地区センター指定管理者選定委員会	旭区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子区地区センター及び横浜市喜楽荘指定管理者選定委員会	磯子区に所在する地区センター及び横浜市喜楽荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会	金沢区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北区地区センター指定管理者選定委員会	港北区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑区地区センター指定管理者選定委員会	緑区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市青葉区地区センター指定管理者選定委員会	青葉区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑区地区センター及び横浜市つづき緑寿荘指定管理者選定委員会	都筑区に所在する地区センター及び横浜市つづき緑寿荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚区地区センター指定管理者選定委員会	戸塚区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市栄区地区センター指定管理者選定委員会	栄区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉区地区センター指定管理者選定委員会	泉区に所在する地区センターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷区地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘指定管理者選定委員会	瀬谷区に所在する地区センター及び横浜市瀬谷和楽荘の指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

別表第 4 (第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 2 項)

別表第 3 (第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項・第 2 項)

(表省略)